

令和元年 6 月 11 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
「労災特別介護援護事業」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	<p>全国の労災特別介護施設（通称ケアプラザ。以下「施設」という。）8施設（北海道、宮城、千葉、愛知、大阪、広島、愛媛及び熊本）において、重度被災労働者（労働者災害補償保険法に基づく傷病等級又は障害等級が第1級から第3級までの者）を対象として、入居型の介護サービスを提供するため、次の業務を実施する。なお、施設ごとに業務委託を実施している。</p> <p>① 高齢労災重度被災労働者に対する施設介護業務 ② 重度被災労働者に対する短期滞在型介護業務 ③ 安全管理、衛生管理、防災等の各種対策業務 ④ 事業管理組織の業務 ⑤ 施設整備保守管理、施設清掃等の附帯業務</p>
実施期間	平成29年4月1日から令和2年3月31日まで
受託事業者	一般財団法人労災サポートセンター
契約金額（税抜）	<p>北海道 688,023,000 円（単年度当たり：229,341,000 円） 宮 城 664,128,000 円（単年度当たり：221,376,000 円） 千 葉 692,018,000 円（単年度当たり：230,672,667 円） 愛 知 637,045,000 円（単年度当たり：212,348,333 円） 大 阪 717,450,000 円（単年度当たり：239,150,000 円） 広 島 649,817,000 円（単年度当たり：216,605,667 円） 愛 媛 587,039,000 円（単年度当たり：195,679,667 円） 熊 本 691,753,000 円（単年度当たり：230,584,333 円） 合 計 5,327,273,000 円（単年度当たり：1,775,757,667 円）</p>
入札の状況	1 者応札（説明会参加＝1 者／予定価内＝1 者）
事業の目的	本事業は、重度被災労働者の介護をめぐる環境等を十分踏まえ、労働災害による傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを実施することを目的とした事業である。
選定の経緯	競争性に課題があったことから、第 13 回公物管理等分科会（平成 24 年 2 月 21 日）での公開ヒアリングを経て、平成 24 年基本方針において選定

II 評価

1 概要

終了プロセスに移行することとする。

2 検討

(1) 評価方法について

厚生労働省から提出された平成 29 年 4 月から平成 31 年 3 月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及び競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容																																					
確保されるべき 質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている																																					
	確保されるべき水準（一例）	評価																																				
	利用者アンケート調査において、各設問の総回答数に対して有用であった旨の回答数が 90%以上であること。	適（下記表 1 参照） 平成 29 年度のアンケートでは、千葉及び大阪施設において、僅かに 90% を達成できなかったものの、その後の改善取組により平成 30 年度は 90%以上を達成しており、概ね良好に実施されたものと評価できる。																																				
	1 年間の平均で 90%以上の入居率を維持すること。ただし、前年度において入居率 90%を満たしていない施設は、前年度以上の入居率を基準とする。	適（下記表 2 参照） 北海道、広島、愛媛及び熊本施設において要求水準を達成しなかったものの、その要因は死亡等による退去者が多かったことに起因するものであり、概ね良好に実施されたものと評価できる。																																				
	【表 1】アンケート結果																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>北海道</th> <th>宮城</th> <th>千葉</th> <th>愛知</th> <th>大阪</th> <th>広島</th> <th>愛媛</th> <th>熊本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29 年度</td> <td>93.9%</td> <td>92.2%</td> <td>89.0%</td> <td>93.5%</td> <td>89.2%</td> <td>92.1%</td> <td>94.6%</td> <td>93.6%</td> </tr> <tr> <td>30 年度</td> <td>98.5%</td> <td>93.7%</td> <td>92.8%</td> <td>95.4%</td> <td>97.5%</td> <td>93.0%</td> <td>95.3%</td> <td>94.5%</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>96.2%</td> <td>93.5%</td> <td>90.9%</td> <td>94.5%</td> <td>93.4%</td> <td>92.6%</td> <td>95.0%</td> <td>94.1%</td> </tr> </tbody> </table>			北海道	宮城	千葉	愛知	大阪	広島	愛媛	熊本	29 年度	93.9%	92.2%	89.0%	93.5%	89.2%	92.1%	94.6%	93.6%	30 年度	98.5%	93.7%	92.8%	95.4%	97.5%	93.0%	95.3%	94.5%	平均	96.2%	93.5%	90.9%	94.5%	93.4%	92.6%	95.0%	94.1%
	北海道	宮城	千葉	愛知	大阪	広島	愛媛	熊本																														
29 年度	93.9%	92.2%	89.0%	93.5%	89.2%	92.1%	94.6%	93.6%																														
30 年度	98.5%	93.7%	92.8%	95.4%	97.5%	93.0%	95.3%	94.5%																														
平均	96.2%	93.5%	90.9%	94.5%	93.4%	92.6%	95.0%	94.1%																														
	【表 2】入居率																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>北海道</th> <th>宮城</th> <th>千葉</th> <th>愛知</th> <th>大阪</th> <th>広島</th> <th>愛媛</th> <th>熊本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28 年度</td> <td>77.6%</td> <td>99.0%</td> <td>93.9%</td> <td>96.9%</td> <td>91.8%</td> <td>89.8%</td> <td>73.5%</td> <td>86.7%</td> </tr> <tr> <td>29 年度</td> <td>76.5%</td> <td>95.9%</td> <td>90.8%</td> <td>93.9%</td> <td>90.8%</td> <td>87.8%</td> <td>72.4%</td> <td>82.7%</td> </tr> <tr> <td>30 年度</td> <td>69.4%</td> <td>93.9%</td> <td>90.8%</td> <td>95.9%</td> <td>94.9%</td> <td>84.7%</td> <td>72.4%</td> <td>85.7%</td> </tr> </tbody> </table>			北海道	宮城	千葉	愛知	大阪	広島	愛媛	熊本	28 年度	77.6%	99.0%	93.9%	96.9%	91.8%	89.8%	73.5%	86.7%	29 年度	76.5%	95.9%	90.8%	93.9%	90.8%	87.8%	72.4%	82.7%	30 年度	69.4%	93.9%	90.8%	95.9%	94.9%	84.7%	72.4%	85.7%
	北海道	宮城	千葉	愛知	大阪	広島	愛媛	熊本																														
28 年度	77.6%	99.0%	93.9%	96.9%	91.8%	89.8%	73.5%	86.7%																														
29 年度	76.5%	95.9%	90.8%	93.9%	90.8%	87.8%	72.4%	82.7%																														
30 年度	69.4%	93.9%	90.8%	95.9%	94.9%	84.7%	72.4%	85.7%																														
民間事業者からの改善提案	(1) 介護の質の向上のための取組 各施設において、介護研究発表会を開催し、日頃の介護の実践を通じ																																					

	<p>て蓄積してきた介護手法に関するノウハウを基にテーマを設定し研究を行った。その研究成果については、受託事業者本部主催の発表会で発表し合うことにより、8施設全体の介護の質の向上に努めた。</p> <p>(2) 介護計画の見直し</p> <p>入居者の意向を取り入れた介護（生活）目標を定めた介護計画の見直しを全ての入居者に対して実施し、施設において生きがいのある生活を送れることができるよう介護サービスを提供した。</p> <p>(3) 入居促進のための労災ケアサポート事業との連携強化</p> <p>労災ケアサポート事業は、65歳未満の重度被災労働者への訪問支援を実施していることから、入札実施要項においては、入居促進のため、当該事業受託事業者から、在宅での介護が困難な重度被災労働者に係る情報を受領するよう示しているところ、受託事業者の独自の取組により、入居率が90%以下の施設（北海道、広島、愛媛、熊本）に対し、65歳以上の重度被災労働者の他、障害等級4級の対象者に施設案内及びパンフレットを送付し、入居勧奨を行った。</p>
--	---

(3) 実施経費（税抜）

	従前経費	実施経費		削減額	削減率
	平成25年度①	平成29～31年度			
		実施経費	単年度換算②	②-①	(②-①) /①
北海道	251,980,181	688,023,000	229,341,000	△22,639,181	△9.0%
宮城	215,727,921	643,836,000	214,612,000	△1,115,921	△0.5%
千葉	238,387,408	671,726,000	223,908,667	△14,478,741	△6.1%
愛知	232,409,596	637,045,000	212,348,333	△20,061,263	△8.6%
大阪	239,637,687	697,968,000	232,656,000	△6,981,687	△2.9%
広島	212,874,874	630,335,000	210,111,667	△2,763,207	△1.3%
愛媛	199,220,176	587,039,000	195,679,667	△3,540,509	△1.8%
熊本	239,397,321	691,753,000	230,584,333	△8,812,988	△3.7%
合計	1,829,635,164	5,247,725,000	1,749,241,667	△80,393,497	△4.4%

実施経費は、従前経費と比較して計4.4%（年平均80,393,497円）減額となった。なお、平成29年度から平成31年度の契約では、国の物品である福祉車両を更新する必要があり、宮城、千葉、大阪及び広島施設の入札の際に、厚生労働省指定経費として、委託費に計上するよう指示したため、実施経費の算出にあたっては、契約額から当該経費を控除した。

(4) 競争性改善のための取組

競争性の改善のため、厚生労働省が実施した主な取組は、以下のとおりである。

- ① 仕様書に図表を用いて、適宜具体例を入れつつ、用語の解説を付した説明を検討すべきとの指摘に対し、委託費の支払方法等について、図表、具体例、用語の解説等を盛り込んだ。

- ② 受託者間の連携について、厚生労働省が間に入ることができないかとの指摘に対し、受託者が他の受託者との連携を円滑に行えるよう、厚生労働省が事業開始前に全受託者を参集して連携に関する会議を開催すること及び連携内容・連携範囲を具体的に仕様書へと記載した。
- ③ 受託者が委託者と協議の上、実施できる軽微な修繕は1千万円程度としているが適切かとの指摘に対し、過去の実績の開示と併せて、委託者が使用見込みを積算した上で、入札時に積算額を示した。
- ④ 新規参入者は、入居者の入居費の支払い状況は重大な関心事であるため、施設毎に未収金の情報を開示すべきとの指摘に対し、施設毎に、3ヶ月以上入居費を滞納しており、退去に応じない者の人数や滞納された入居費の総額を仕様書に記載した。
- ⑤ 単年度契約では事業受託の継続性が確保されず、入札の障害となることから複数年度(3年)契約を導入した。
- ⑥ 事業者の収益性確保の観点から一般管理費の上限を従来の10%から15%に引き上げた。
- ⑦ 現受託者と新受託者の引き継ぎ期間を3か月に延長した。
- ⑧ 入札公告のホームページ掲載を知らせる案内状を過去に入札説明書を配布した事業者を送付した。

(5) 業務の特殊性等

本事業は、全国の8施設について、施設ごとに調達を実施しているところ、各施設では、100病床を看護職員12名、介護職員24名で対応している。看護職員及び介護職員の人員数は、外部有識者による配置基準検討会によって決定したものであり、じん肺による呼吸困難、せき髄損傷による四肢麻痺、頭部外傷による意識障害など重度の障害を有する入所者が9割以上を占めている本事業において適切な対応を実施するために必要な実施体制である。

この点、入札に参加しなかった事業者に対しヒアリングを実施した際、事業者から看護職員及び介護職員の確保が困難である旨の意見が多数あった。

そこで、厚生労働省はヒアリング結果を踏まえ、①本事業を単年度契約から3年契約とすることによる事業の継続性の確保、②看護職員の定員の3割、介護職員の定員の2割までに付いて非常勤職員の配置を可能とすることによる事業者による人員の確保、③一般管理費を10%から15%に引き上げることによる採算性の確保、④共同事業体での参加を認める等、人員の確保が参入障壁とならないための取り組みを実施した。

しかしながら、看護職員及び介護職員の確保が困難な状況に変化はなく、事業者等が必要人員を確保できないことが、本事業が1者応札となっている要因である。

(6) 評価のまとめ

前記「(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価」記載のとおり、業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、平成29年度、平成30年度の2か年とも概ね目標を達成していると評価できる。また、民間事業者の改善提案についても、介護研究発表会の実施、入居計画の見直し及び労災ケアサポー

トと連携した入居促進等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費については、「(3) 実施経費」記載のとおり、計 4.4%の削減効果が認められており、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

一方、1 者応札が継続しており、競争性に課題が認められる。

この点、「(4) 競争性改善のための取組」記載のとおり取組を実施したものの、「(5) 業務の特殊性等」記載のとおり市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めないものと認められる。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなかった。また、今後も、厚生労働省に設置している外部有識者で構成される労災ケアサポート事業及び労災特別介護援護事業の評価に関する検討会において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されている。

(7) 今後の方針

本事業については、競争性の確保において課題が認められ、良好な実施結果を得られたと評価することが困難であるものの、「(6) 評価のまとめ」のとおり、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善は見込めないものと認められる。

以上のことから、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会決定）Ⅱ. 1. (2) の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとする。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、厚生労働省が自ら公共サービスの質の維持向上、コストの削減及び事業の透明性の確保を図っていくことを求めたい。

さらに、厚生労働省に対し、今後も受託者の決定プロセス及びコストの透明性を確保するよう求めると共に、競争性の改善を通じた公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図るため、本事業の目的・理念に沿う範囲内で、事業の実施方法等についての見直しを含めた不断の検討を要請する。

令和元年5月29日
厚生労働省

民間競争入札実施事業
労災特別介護援護事業の実施状況について
(平成29年度～平成31年度)

1 事業の概要

(1) 事業の内容

ア 労災特別介護施設（通称ケアプラザ。以下「施設」という。）において、重度被災労働者（労働者災害補償保険法に基づく傷病等級又は障害等級が第1級から第3級までの者）を対象として、入居型の介護サービスを提供するため、次の業務を実施する。

- ① 高齢労災重度被災労働者に対する施設介護業務
- ② 重度被災労働者に対する短期滞在型介護業務
- ③ 安全管理、衛生管理、防災等の各種対策業務
- ④ 事業管理組織の業務
- ⑤ 施設整備保守管理、施設清掃等の附帯業務

イ 本事業は、次の8施設で実施し、業務委託を行う。

- ① 北海道労災特別介護施設（北海道岩見沢市かえで町8-1-1）
- ② 宮城労災特別介護施設（宮城県黒川郡富谷町明石台4-8-1）
- ③ 千葉労災特別介護施設（千葉県四街道市中台511）
- ④ 愛知労災特別介護施設（愛知県瀬戸市山手町294-5）
- ⑤ 大阪労災特別介護施設（大阪府堺市南区城山台5-2-1）
- ⑥ 広島労災特別介護施設（広島県呉市神山2-1-15）
- ⑦ 愛媛労災特別介護施設（愛媛県新居浜市阿島1-3-12）
- ⑧ 熊本労災特別介護施設（熊本県宇土市松原町243）

(2) 事業の実施期間

平成29年4月1日～令和2年3月31日

(3) 受託事業者

一般財団法人労災サポートセンター

(4) 受託事業者決定の経緯

「労災特別介護援護事業民間競争入札実施要項（平成28年10月）」（以下「入札実施要項」という。）に基づき8施設ごとに実施した一般競争入札（総合評価落札方式）において、入札参加者（1者）から提出された企画書について、厚生労働省内に設置した技術審査委員会において審査した結果、8施設とも評価基準を満たしていた。また、平成28年12月27日に開札したところ、8施設すべての入札価格が予定価格の範囲内であったことから、上記(3)の者を落札者とした。

2 確保されるべき質の達成状況及び評価

(1) 確保されるべき水準として設定した項目

ア 利用者アンケート調査

① 入札実施要項における要求水準

利用者アンケート調査において、各設問の総回答数に対して有用であった旨の回答数が90%以上であること。

② 利用者アンケートの結果

入札実施要項のとおり、入居者に対し年1回アンケート調査を実施し、各設問への総回答数（「どちらともいえない」は除く。）に対して「満足」「ほぼ満足」の回答合計数が占める割合により判定した。その結果、下表のとおり、平成30年度は、全8施設で当該要求水準を達成している。

平成29年度は千葉施設、大阪施設において、それぞれ当該要求水準を下回っているものの、労災サポートセンター本部から各施設長に対し、改善の取組みを指示したことなどにより、平成30年度はいずれも90%以上の数値を達成していることから、おおむね良好に実施されているものと認められる。

	北海道	宮城	千葉	愛知	大阪	広島	愛媛	熊本
29年度	93.9%	93.2%	89.0%	93.5%	89.2%	92.1%	94.6%	93.6%
30年度	98.5%	93.7%	92.8%	95.4%	97.5%	93.0%	95.3%	94.5%
平均	96.2%	93.5%	90.9%	94.5%	93.4%	92.6%	95.0%	94.1%

イ 施設入居率

① 入札実施要項における要求水準

1年間の平均で90%以上の入居率を維持すること。ただし、前年度において入居率90%を満たしていない施設は、前年度以上の入居率を基準とする。

② 施設入居状況

各施設の入居定員は100名であるが、短期滞在型介護サービスを実施するため2床を確保しておくこととしており、入居率については、この2床分を差し引いた98名に対する入居者数の割合とした。その結果、下表のとおり、全8施設中、宮城、千葉、愛知、大阪の4施設については、平成29年度、平成30年度とも当該要求水準を達成している。

北海道施設及び広島施設は平成29年度及び平成30年度、愛媛施設及び熊本施設は平成29年度において、それぞれ当該要求水準に達しなかった。

この要因を分析するために、労災サポートセンターの入居促進に対する取組みを確認したところ、平成29年度の入居率が90%未満であった、北海道、広島、愛媛、熊本については、重点的な入居促進策として、対象となる労災年金受給者に対して、個別に施設の案内を送付した上で、希望者に対し、施設長が訪問し、施設の空き状況を含め入居要件等について直接説明をおこなっていた。この結果、当該未達成の4施設の新規入居者は35人であり、その他の4施設の26人を大きく上回る結果となった。しかしながら、死亡等による退去者がさらに多かったため要求水準を達成できなかったが、おおむね良好に実施されているものと認められる。

	北海道	宮城	千葉	愛知	大阪	広島	愛媛	熊本
28年度	77.6%	99.0%	93.9%	96.9%	91.8%	89.8%	73.5%	86.7%
29年度	76.5%	95.9%	90.8%	93.9%	90.8%	87.8%	72.4%	82.7%
30年度	69.4%	93.9%	90.8%	95.9%	94.9%	84.7%	72.4%	85.7%

(2) 業務の履行状況について

ア 重度被災労働者に対する施設介護業務

① 人員配置

看護職員及び介護職員については、人手不足の厳しい雇用環境の下、北海道、愛媛の2施設において、入札実施要項に示した常勤職員の配置数(看護職員12名以上、介護職員24名以上)を満たさない状況がみられた。しかし、不足数は北海道施設で看護職員1名、愛媛施設で介護職員1名と少なく、非常勤の看護職員及び介護職員を活用し、必要な勤務シフト体制がとられたことが認められた。

その他の職員については、各施設において、施設長1名、総務関係要員4名及び生活支援関係要員1名、管理栄養士又は栄養士1名、理学療法士又は作業療法士1名を配置し、入札実施要項に定める体制を確保した。

② 新規雇用者研修の実施

各施設においては、新規に雇用した看護職員及び介護職員のすべてを対象として、入札実施要項に示したカリキュラムに従い、研修を実施した。

イ 重度被災労働者に対する短期滞在型介護業務

各施設においては、短期滞在型介護サービスに当てるために2床を確保し、短期滞在型介護業務を実施した。

ウ 上記ア、イに付随する業務

入札実施要項に基づき、受託事業者の本部の指揮の下、次のような業務が行われた結果、特段の問題は生じなかった。

① 入居関係業務

入居希望者の居住地や年収等に左右されることなく、介護の必要性や在宅での介護の困難度等を勘案した上で、公平・公正に入居者を決定するために、外部委員より構成する「入居者選考委員会」を設置し、開催した。

② 介護サービスのノウハウの構築及び職員研修

各施設において、日常の介護の実践や調査研究を通じて蓄積したノウハウ等ととりまとめ、随時、最新の知見を踏まえた職員研修を実施した。また、外部の研修や講習等に職員を派遣し、介護サービスの知識・技能の向上を図った。

③ 施設長会議等の実施

受託事業者本部において、施設長会議、介護課長会議、看護職員・介護職員研修等を実施した。

④ 安全管理、防災、暴力行為等に対する安全確保、衛生管理の各種対策業務

規程、マニュアル等の整備、研修等を実施した。

⑤ 施設設備保守管理、施設清掃等の附帯業務

各施設においては、外部業者に再委託することにより適切に実施した。

⑥ 本事業の広報

本部及び各施設独自の広報誌を定期的に発行し、入居者及びその家族への配付のほか、入居促進の周知に活用した。

⑦ 行事の実施及びボランティアの活用

入居者が生活の場として潤いのある快適な生活が送れるよう、ボランティアを活用しながら行事(買い物ツアー、花見会、スポーツ大会等)を開催した。

⑧ 苦情等への対応

施設長を苦情解決責任者とし、外部専門家が参画した「苦情等解決委員会」を設置することにより、入居者からの苦情等（意見、異議を含む）に対応した。さらに、受託事業者の本部においても、事務局長を苦情解決責任者とし、外部専門家が参画した「苦情等処理委員会」を設置することにより、施設で対応することが困難な苦情等に対し、その解決に向けた助言・指導を行った。

⑨ 個人情報の保護

受託事業者の本部において、「個人情報保護規程」を作成し、事務局長を統括的責任者とするにより、各施設の個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止等に努めた。平成29年度及び平成30年度においては、個人情報の漏洩等は発生しなかった。

⑩ 関係機関等の連携及び協力体制の確立

受託事業者の本部及び各施設において、施設間及び労災ケアサポート事業の各ブロックとの間での情報共有、施設所在地を中心とした地方公共団体、都道府県労働局等の行政機関、労災病院等の医療機関などに対する周知依頼を行う等、関係機関との連携及び協力体制を確立した。

3 受託事業者からの改善提案による改善実施事項

(1) 介護の質の向上のための取組

各施設において、介護研究発表会を開催し、日頃の介護の実践を通じて蓄積してきた介護手法に関するノウハウを基にテーマを設定し研究を行った。その研究成果については、受託事業者本部主催の発表会で発表し合うことにより、8施設全体の介護の質の向上に努めた。

(2) 介護計画の見直し

入居者の意向を取り入れた介護（生活）目標を定めた介護計画の見直しを全ての入居者に対して実施し、施設において生きがいのある生活を送ることができるよう介護サービスを提供した。

(3) 入居促進のための労災ケアサポート事業との連携強化

労災ケアサポート事業は、65歳未満の重度被災労働者への訪問支援を実施していることから、入札実施要項においては、入居促進のため、当該事業受託事業者から、在宅での介護が困難な重度被災労働者に係る情報を受領するよう示しているところ、受託事業者の独自の取組により、入居率が90%以下の施設（北海道、広島、愛媛、熊本）に対し、65歳以上の重度被災労働者の他、障害等級4級の対象者に施設案内及びパンフレットを送付し、入居勧奨を行った。

4 実施経費の状況及び評価

市場化テスト導入前（平成25年度）と導入後（平成29年度から平成31年度までの平均）を比較すると、8施設の合計で4.4%の削減効果があった。

【委託費契約額（税抜き）】

（単位：円）

市場化テスト	導入前	導入後		前後比較 ②-①	節減率 (②-①) /①
	平成25年度 ①	平成29～31年度			
		実施経費	単年度換算②		
北海道	251,980,181	688,023,000	229,341,000	△ 22,639,181	△ 9.0%
宮城	215,727,921	643,836,000	214,612,000	△ 1,115,921	△ 0.5%
千葉	238,387,408	671,726,000	223,908,667	△ 14,478,741	△ 6.1%
愛知	232,409,596	637,045,000	212,348,333	△ 20,061,263	△ 8.6%
大阪	239,637,687	697,968,000	232,656,000	△ 6,981,687	△ 2.9%
広島	212,874,874	630,335,000	210,111,667	△ 2,763,207	△ 1.3%
愛媛	199,220,176	587,039,000	195,679,667	△ 3,540,509	△ 1.8%
熊本	239,397,321	691,753,000	230,584,333	△ 8,812,988	△ 3.7%
8施設計	1,829,635,164	5,247,725,000	1,749,241,667	△ 80,393,497	△ 4.4%

（注）施設内にある什器、備品、車両運搬具等の修繕及び購入については、仕様書で受託者が行う業務とされているが、委託事業で取得する財産は国の財産であるため、入札説明書に更新する費目及び金額を示して委託費に盛り込むこととしている。平成29から31年度契約では、高額な福祉車両の更新を行うこととしたが、適切な比較を行うため、契約額から当該経費を除いた。

5 外部有識者の意見

外部有識者による検討会を平成30年度に4回開催し、平成31年3月28日に報告書が提出された。概要は次のとおりである。

- ・ 要求水準の達成状況、業務の履行状況については、要求水準を満たしていない施設があったことが認められるが、各施設において、入居促進に取り組んでいることが認められ、おおむね良好な結果と評価できる。
- ・ 実施経費については、53,877千円削減されており、節減が図られたものと評価できる。
- ・ 今後、重度被災労働者が減少していくことを考えれば、将来的には定員の見直しについて検討すべきと考える。
- ・ 労災特別介護施設の特徴から、これ以上の要件緩和は、介護・看護の質の低下を招く恐れがあると考ええる。
- ・ 労災特別介護施設の敷地や空き室の有効活用を図るべき。
- ・ 労災特別介護施設で行っている研修を、外部の方も参加できるような仕組みにするべき。

6 評価のまとめ

5の外部有識者の意見を踏まえ、次のとおり、本業務の実施状況について、良好に業務が実施されていると評価できる。

(1) サービスの質等について

上記2のとおり、確保すべきサービスの質については、一部で要求水準に達しない施設があった。しかしながら、アンケートについては、労災サポートセンター本部から各施設に指示したことにより改善しており、入居率についてもその要因が退去者の増加にあることから、おおむね良好に実施されたといえる。

また、業務履行状況については、一部施設で看護職員及び介護職員が不足したものの、その不足数は僅かである上、非常勤職員等により実施体制を確保しており、おおむね良好に実施されたと評価できる。

さらに、上記3のとおり、受託事業者が持つノウハウの蓄積を活かし、入居促進の取組強化や看護・介護職員の質の向上が図られている。

(2) 実施経費の削減について

上記4のとおり、市場化テスト導入前に比べ実施経費は4.4%削減された。

7 今後の方針

(1) 本事業の市場化テストの実施状況について

市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針（以下「市場化テスト終了プロセス」という。）Ⅱ.1.(1)で定められている終了基準にあてはめると、本事業の市場化テスト実施状況は以下のとおりである。

① 平成30年度末時点において、委託者による受託事業者への業務改善指示及び受託事業者の法令違反行為の事実はない。

② 省内に労災ケアサポート事業及び労災特別介護援護事業の評価に関する外部有識者検討会を設置し評価を行った。

③ 競争性の確保については、市場化テストの対象となった1期、2期とも1者応札となった。

④ 対象公共サービスの確保されるべき質にかかる達成目標について、おおむね目標を達成した。

⑤ 従来経費から経費削減効果をあげている。

市場化テストの実施により、公共サービスの質が確保され、経費も削減されたところであるが、競争性の確保については課題が残っている。

(2) 競争性確保のためのこれまでの取り組みについて

ア 競争性が確保されていない要因の分析

上記(1)②の事業評価の外部有識者検討会の他に、外部有識者による仕様書及び評価基準検討会を設置し、仕様書等の要件緩和についての検討を行った。また、過去に入札説明会に参加した事業者に毎契約前にヒアリング調査を行い、入札の障壁となっている仕様書の要件などについてのヒアリングを行った。

イ 競争性確保のために行った対応

上記アの分析や、これまで2回の官民競争入札等監理委員会からの指摘などを踏まえ、主に次のような見直しを行った。

- ① 従来1契約であったものを、施設毎に8つに分割して調達を実施した。
- ② 1者応札の改善及び分析のため、入札説明会に参加したが、入札しなかった業者に対するヒアリングを実施し、参入障壁を解消するための措置を講じるとともに、入札公告のホームページ掲載を知らせる案内状を10者に送付した。
- ③ 事業者が利益率を見込めるよう、事業費及び一般管理費の科目を具体的に示すとともに科目毎の比率の目安を示した。また、一般管理費の上限を当初の10%から15%に引き上げた。
- ④ 看護職員及び介護職員について、常勤定員の一定割合を非常勤職員とすることを可とした。
- ⑤ 事業内容や事業実績などの情報開示を詳細にした。

ウ 次期調達に向けた検討

上記イの取り組みを行っても、1者応札は改善されなかったため、上記5の外部有識者による検討会で、1者応札の解消のために検討を行った。有識者からは、労災特別介護施設の入居者は、脊髄損傷及び頭部外傷による四肢麻痺をきたした者の割合が非常に高く、特別養護老人ホームと比べると、身体介護に非常な労力を要するとともに、褥瘡や尿路系障害等の併発疾病に対する適切な対応も求められるという特徴があるため、これ以上の要件緩和をすると、介護・看護の質の低下を招く恐れがあると考えたと報告された。

また、直近の過去に入札説明会に参加した事業者に対するヒアリングでは、看護師等の人材確保が困難との意見が多く、これ以上、要件緩和により入札の障壁が緩和されるとの意見は得られなかった。

(3) 競争性の改善について、更なる改善が困難な事情について

以上の分析や取り組みなどから、本事業について、1者応札が続いている要因については、次のことが考えられる。

- ① 当該事業は、介護サービスを行う人員の配置、施設設備保守管理業務及び施設清掃関係業務等、ケアプラザの運営等を一括して業務委託している。この事業内容についても、監理委員会からの指摘を受け、外部有識者による検討会で見直しを検討したが、重度被災労働者が入居している施設においては、入居者に安心・安全な介護サービスを24時間体制で提供する必要があり、施設長が一元的に管理する仕組みが不可欠であるとされ、現在の事業内容となっている。
そのため、このような施設の運営等を一括して請け負えるような事業者の数が少ないことが1者応札が続いている要因となっているのではないかと考える。
- ② 看護職員及び介護職員の人材確保が困難であることについて、看護職については、平成31年1月に公益財団法人日本看護協会が公表した「2017年度「ナースセンター登録データに基づく看護職の求職・求人に関する分析」結果」によると、平成29年度の求人倍率は2.36倍であった。また、求職者の希望する施設種類（複数回答）は病院が19.8%に対して、ケアプラザと類似施設である、介護老人福祉施設（特養）は7.2%と低く、人材確保は困難であると考えられる。

また、介護労働者については、平成30年8月に公益財団法人介護労働安定センタ

一が公表した「介護労働実態調査」の結果によると、調査した事業場において、介護サービスに従事する従業員の不足感（「大いに不足」、「不足」、「やや不足」）は66.6%、不足している理由は「採用が困難である」が88.5%となっており、人材確保は困難であると考えられる。

以上のおり、競争性について課題が残るが、本業務の特殊性等の要因から、質を維持した上で更なる改善を行うことは困難であるため、今期をもって終了プロセスに移行し、厚生労働省の責任において実施することとしたい。

(4) 市場化テスト終了後の事業実施について

市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て、厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、厚生労働省自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。

自己チェック資料

令和元年5月29日
厚生労働省労働基準局労災管理課

民間競争入札実施事業 「労災介護援護事業」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

1. 平成26年～28年度契約時(市場化テスト1回目)

(1) 監理委員会からの指摘に対する対応について

- ① 仕様書に図表を用いて、適宜具体例を入れつつ、用語の解説を付した説明を検討すべきとの指摘に対し、委託費の支払方法等について、図表、具体例、用語の解説等を盛り込んだ。
- ② 受託者間の連携について、厚生労働省が間に入ることができないかとの指摘に対し、受託者が他の受託者との連携を円滑に行えるよう、厚生労働省が事業開始前に全受託者を参集して連携に関する会議を開催すること及び連携内容・連携範囲を具体的に仕様書へと記載するという対応を行った。
- ③ 受託者が委託者と協議の上、実施できる軽微な修繕は1千万円程度としているが適切かとの指摘に対し、過去の実績の開示と併せて、委託者が使用見込みを積算した上で、入札時に積算額を示すこととした。
- ④ 新規参入者は、入居者の入居費の支払い状況は重大な関心事であるため、各施設毎に未収金の情報を開示すべきとの指摘に対し、各施設毎に、3ヶ月以上入居費を滞納しており、退去に応じない者の人数や滞納された入居費の総額を仕様書に記載した。

(2) 入札改善のために独自に取り組んだ事項について

- ① 単年度契約では事業受託の継続性が確保されず、入札の障害となることから複数年度(3年)契約を導入した。
- ② 事業者の収益性確保の観点から一般管理費の上限を従来の10%から15%に引き上げた。
- ③ 現受託者と新受託者の引き継ぎ期間を3ヶ月に延長した。
- ④ 入札公告のホームページ掲載を知らせる案内状を過去に入札説明書を配布した事業者に送付した。

2. 平成29年～31年度契約時(市場化テスト2回目)

(1) 監理委員会からの指摘に対する対応について

- ① 不測の事態に備えて千葉施設で管理していた運営預り金(2億5000万円)について委託者・受託者双方にとってリスクが大きいとの指摘に対し、外部有識者による検討会からも意見を頂戴し、運営預り金の仕組みを廃止した。

② 施設植栽維持管理業務や、施設管理等業務に関して、受託者からの再委託についての合理性及び当該業務の別途調達による競争性の確保についての指摘に対し、外部有識者による検討会でも検討したところ、入居者等に安心・安全な介護サービスを24時間体制で提供するため、施設長が一元的に管理する仕組みが必要であり、施設管理等業務等を分離して国が別途調達した場合、施設長が情報を一元的に管理し、必要な指揮命令ができるか疑義があることから、現状どおりの契約形態が望ましいとの結論になった。

(2) 入札改善のために独自に取り組んだ事項について

① 人手不足の状況の中、看護職員及び介護職員の確保と採用に伴うコストが非常に高い入札障壁となっていることが懸念されていたため、看護職員12人以上、介護職員24人以上配置が要件となっているところ、夜勤の上限を1人あたり5日以内とすることを条件に、看護職員については定員の3割、介護職員については定員の2割までを非常勤職員とすることが可能とした。

② 入居者の入居要件としていた原則60歳以上という年齢要件を外した。

③ 新規参入者が入札に当たり、情報不足から収益の算定が行えないことが懸念されていたことから、これまで開示してきた情報を整理して示すとともに総務部門に携わる職員の業務内容、業務量及び現受託者から新受託者に備品が確実に引き継がれることを仕様書に明記した。

また、事業費及び一般管理費の科目を具体的に示すとともに科目毎の比率の目安を示した。

④ 総合評価落札方式での入札において、リハビリテーションに関する人材の活用や看護、介護職員の連携について、具体的かつ効果的な提案がなされていることを加点対象とした

⑤ 従来は可としていなかった入札参加グループでの入札を可能とした。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

当該委託事業は、事業開始当初から、一般財団法人労災サポートセンターが継続受注し、競争性が確保されていなかったことから、市場化テストの対象となったが、市場化テストの対象となった1期、2期とも1者応札となった。毎入札前に、過去に入札説明会に参加又は、入札実施要項を配布した業者に問題点などを聴取し、外部有識者による検討会で検討したところ、以下の理由から他者の参入が難しいと考えられる。

① 事業を請け負うことが可能な事業者が少ないこと

当該事業は、介護サービスを行う人員の配置、施設設備保守管理業務及び施設清掃関係業務等、ケアプラザの運営等を一括して業務委託している。この事業内容についても、監理委員会からの指摘を受け、外部有識者による検討会で見直しを検討したが、重度被災労働者が入居している施設においては、入居者に安心・安全な介護サービスを提供する必要があるとあり、施設長が一元的に管理する仕組みが不可欠であるとされ、現在の事業内容となっている。

そのため、このような施設の運営等を一括して請け負えるような事業者の絶対数が少ないことが1者応札が続いている要因と考えられ、他者の参入は難しいと考えられる。

② 看護師等の人材が不足していること

労災特別介護施設の入居者の特徴として、じん肺による呼吸困難、脊髄損傷による四肢麻痺、頭部外傷による意識障害などの重度の障害を有する方が9割以上を占めており、身体介護に非常な労力を要するとともに、褥瘡や尿路系障害等の併発疾病に対する適切な対応も求められる。さらに、このような障害に、高齢化に伴う体力低下や認知症が加わることにより、より介護が重度化するという特徴がある。

このような状況を踏まえ、平成23年1月に外部有識者による配置基準検討会を開催し、配置基準を看護職員12名、介護職員24名としている。

さらに、平成28年7月に外部有識者による検討会にて、配置基準を見直し、市場化テスト2期目である、現契約で、看護職員、介護職員について、それぞれの看護職員の定員の3割、介護職員の定員の2割まで非常勤職員を配置することを可能とした。

平成30年3月に行った外部有識者による検討会では、これ以上の要件緩和は、介護・看護の質の低下を招く恐れがあるとされたが、過去に入札説明会に参加した事業者に毎契約前に行っているヒアリング調査では、看護師や介護職員といった人材は売り手市場であるため、事業に必要な人員を確保することは非常に困難である旨の意見が多数出た。

この点、看護師については、平成31年1月に公益財団法人日本看護協会が公表した「2017年度「ナースセンター登録データに基づく看護職の求職・求人に関する分析」結果」によると、平成29年度の求人倍率は2.36

倍であった。また、求職者の希望する施設種類（複数回答）は病院が19.8%に対して、ケアプラザと類似施設である、介護老人福祉施設（特養）は7.2%と低く、事業者からのヒアリングのとおり、事業に必要とされる人数の人材確保は困難であると考えられる。

また、介護職員についても、平成30年8月に公益財団法人介護労働安定センターが公表した「「介護労働実態調査」の結果」によると、調査した事業場において、介護サービスに従事する従業員の不足感（「大いに不足」、「不足」、「やや不足」）は66.6%、不足している理由は「採用が困難である」が88.5%となっており、事業者からのヒアリングのとおり、事業に必要とされる人数の人材確保は困難であると考えられる。